

議 案 第 7 7 号

手数料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
手数料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

手数料の見直し等に伴い、手数料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

手数料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例

(富士見市税条例の一部改正)

第1条 富士見市税条例(昭和32年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第73条の2第1項及び第73条の3第1項中「200円」を「300円」に改める。

(富士見市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正)

第2条 富士見市自転車等の放置防止に関する条例(平成4年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「2,000円」を「3,000円」に改め、同項第2号中「3,000円」を「4,500円」に改める。

(富士見市手数料条例の一部改正)

第3条 富士見市手数料条例(平成12年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表1の項から7の項までの規定中「200円」を「300円」に改め、同表8の項中「200円」を「300円(多機能端末機(本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下この表において同じ。)を利用することによる交付の場合にあっては200円)」に改め、同表9の項中「200円」を「300円」に改め、同表10の項中「200円」を「300円(多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては200円)」に改め、同表11の項中「200円」を「300円」に改め、同表12の項中「200円」を「300円(多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては200円)」に改め、同表14の項中「450円」の次に「(多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては350円)」を加え、同表29の項及び90の項中「200円」を「300円」に改め、同表91の項を削り、同表92の項中「200円」を「300円」に改め、同項を同表91の項とし、同表備考を次のように改める。

備考

1 住民票の世帯全員の写し又は戸籍の附票の写しは、1世帯又は1附票を

もって1件とする。

2 埼玉県屋外広告物条例の規定に基づく許可の申請に対する審査は、広告塔又は広告板で1平方メートル未満のものは1平方メートルとして、はり紙で50枚未満のものは50枚として、はり札で10枚未満のものは10枚として計算する。

第4条 富士見市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表8の項中「(多機能端末機(本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下この表において同じ。)を利用することによる交付の場合にあっては200円)」を削り、同表10の項及び12の項中「(多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては200円)」を削り、同表14の項中「(多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては350円)」を削る。

(富士見市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部改正)

第5条 富士見市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例(平成18年条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1動物の死体の項を次のように改める。

動物の死体	第15条に規定する届出に係る犬、猫等の死体	小型	1体につき 2,200円
		大・中型	1体につき 3,000円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和9年4月1日から施行する。